

議案第 1 号

全国知事会規約の一部改正について

全国知事会規約の一部を次のとおり改正する。

平成 1 7 年 5 月 3 1 日提出

全 国 知 事 会  
会 長 麻 生 渡

## 全国知事会規約の一部を改正する規約

全国知事会規約（昭和二十二年十月一日施行）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項第一号中「地方制度常任委員会」を「総務常任委員会」に改める。

第二十三條第一項第一号中「地方制度常任委員会」を「総務常任委員会」に改める。

第二十六條第一項中「ただし、正副会長は、委員長を兼ねることができない。」を削る。

第二十八條中第一項を第二項とし、第二項を第三項に繰り下げ、第一項として、「常任委員会にその権限に属する事項について調査、研究するため必要があるときは、小委員会を置くことができる。」を加える。

### 附 則

この規約は、平成十七年六月一日から施行する。

### （改正事由）

地方分権改革の一層の推進を図る必要があることから、常任委員会及び特別委員会の体制を機動的・効率的に運営できる組織とすること、併せて「地方制度常任委員会」の所掌事務が広範にわたることとなることから「総務常任委員会」に名称を変更するとともに、常任委員会及び特別委員会のもとに小委員会を置くことができることとする所要の改正を行うものである。

全国知事会規約の一部改正・新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>第一条から第二十一条(略)</p> <p>(常任委員会)</p> <p>第二十二條 地方行財政に関する事項の調査、研究及び政策の立案並びにその推進を図るため、次の常任委員会を設置する。</p> <p>一 総務常任委員会</p> <p>二 農林商工常任委員会</p> <p>三 建設運輸常任委員会</p> <p>四 社会文教常任委員会</p> <p>第二十三條 常任委員会の所管事項は次のとおりとする。</p> <p>一 総務常任委員会 地方制度及び地方財政に関する事項</p> <p>二 農林商工常任委員会 農林、商工に関する事項</p> <p>三 建設運輸常任委員会 建設、運輸に関する事項</p> <p>四 社会文教常任委員会 社会、文教に関する事項</p> <p>第二十四條、第二十五條 (略)</p> <p>第二十六條 常任委員会の委員長は、委員の互選とする。</p> <p>第二十七條 (略)</p> <p>第二十八條 常任委員会にその権限に属する事項について調査、研究する</p>	<p>第一条から第二十一条(略)</p> <p>(常任委員会)</p> <p>第二十二條 地方行財政に関する事項の調査、研究及び政策の立案並びにその推進を図るため、次の常任委員会を設置する。</p> <p>一 地方制度常任委員会</p> <p>二 農林商工常任委員会</p> <p>三 建設運輸常任委員会</p> <p>四 社会文教常任委員会</p> <p>第二十三條 常任委員会の所管事項は次のとおりとする。</p> <p>一 地方制度常任委員会 地方制度及び地方財政に関する事項</p> <p>二 農林商工常任委員会 農林、商工に関する事項</p> <p>三 建設運輸常任委員会 建設、運輸に関する事項</p> <p>四 社会文教常任委員会 社会、文教に関する事項</p> <p>第二十四條、第二十五條 (略)</p> <p>第二十六條 常任委員会の委員長は、委員の互選とする。ただし、正副会長は、委員長を兼ねることができない。</p> <p>第二十七條 (略)</p> <p>第二十八條 常任委員会にその審議を補佐するため専門員を置くことがで</p>

ため必要があるときは、小委員会を置くことができる。

- 2| 常任委員会にその審議を補佐するため専門員を置くことができる。
- 3| 専門員は、委員長が都道府県の関係部長から委嘱する。

第二十九条～三十六条 (略)

きる。

- 2| 専門員は、委員長が都道府県の関係部長から委嘱する。

第二十九条～三十六条 (略)

1 この規約は、昭和二十二年十月一日から施行する。

附則

1 この規約は、平成五年七月二十二日から施行する。

附則

1 この規約は、平成八年十二月十九日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この規約は、平成十六年十二月十五日から施行し、改正後の第三十一条の規定は、平成十六年十月一日から適用する。

(役員を選任に関する経過措置)

2 この規約の施行の際、現に改正前の第五条に規定する役員(政策審議委員を除く。)は、改正後の第七条の規定により選任されたものとみなす。

(常任委員会設置に関する経過措置)

3 この規約の施行の際改正前の第二十四条の規定により設置されている調査委員会は、改正後の第二十二条に規定する常任委員会として設置されたものとみなす。

(特別委員会設置に関する経過措置)

4 この規約の施行の際改正前の第三十一条の規定により設置されている特別委員会は、平成十七年三月三十一日までの間、改正後の第二十九条

1 | 附則  
この規約は、平成十七年六月一日から施行する。

第一項に規定する特別委員会として設置されたものとみなす。